

**令和5年度採用 福岡市経済観光文化局アジア美術館  
施設利用専門員（会計年度任用職員）募集案内**

**1 応募受付期間**

令和5年1月11日（水）～令和5年1月30日（月）【郵送のみ 必着】

**2 募集内容**

職名	施設利用専門員
採用予定人数	1名
職務の内容	<p>施設の貸出業務及び施設の管理運営に関して所属長が必要と認める業務に従事します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画ギャラリー、交流ギャラリー、あじびホール、交流スタジオ、アートカフェの貸出に関する問い合わせ、受付、指導、調整、交渉等</li> <li>・貸出備品の管理</li> <li>・館内外のポスター、チラシ等の掲示、撤去</li> <li>・施設の管理、運営業務 等</li> </ul> <p>※館内の机、椅子等の上げ下ろし、持ち運び等の作業があります。</p>
勤務地	<p>福岡アジア美術館 (福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル7・8階)</p>
任用期間	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。</p>
受検資格	<p>1 次の資格要件をすべて満たす人 (1) 令和5年4月1日からの勤務が可能な人 (2) 期間を通して職務に従事できる人 (3) 基本的なパソコン操作（Word、Excel、Eメール）ができる人 (4) 机、椅子等の上げ下ろし、持ち運び等の作業ができる人</p> <p>2 次のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第16条（抄）） (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込がある）人</p>

### 3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

日時・会場	令和5年2月11日（土・祝） 福岡アジア美術館8階 会議室 ※令和5年2月1日（水）頃に、受験票と試験時間等の通知（書面）を発送予定
試験内容	小論文 個別面接試験
合格発表	令和5年2月17日（金） ※福岡市ホームページ及び福岡アジア美術館ホームページで合格者の受験番号を掲載するほか、受験者全員に合否通知（書面）を発送予定 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

### 4 合格から採用まで

- ・選考の結果、合格者は諸手続きを経て、令和5年4月1日からの採用を行います。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

### 5 勤務条件等

勤務日	原則、週5日 ※土日、遅出のシフト勤務があります。
休日	4週間で8日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） ※業務上必要に応じて、祝日に勤務することがあります。
勤務時間・休憩時間	週27時間30分 ※シフト勤務で割り振る勤務時間 ・9時15分から15時45分まで（うち休憩時間60分） ・13時30分から19時まで（うち休憩時間なし） ・14時45分から20時15分まで（うち休憩時間なし） ※貸ギャラリーの展示替えのため、火曜日は原則として遅出のシフトを割り振ります。
給与	月額166,042円から184,778円（地域手当を含む） ※採用日前10年間において、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当等が支給されます。
休暇等	任用期間に応じて、年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。

服務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。 (サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給日：毎月20日 (ただし、時間外勤務手当等の実績に応じて支給する手当については、翌月20日)</li> <li>・健康診断があります。</li> <li>・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。</li> </ul>

## 6 応募方法

提出書類	<u>令和5年度採用 福岡市経済観光文化局アジア美術館 施設利用専門員(会計年度任用職員) 採用試験申込書</u> ※申込書は、福岡市ホームページ、福岡アジア美術館ホームページからダウンロードできます。
受付期間	令和5年1月11日(水)～令和5年1月30日(月)【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送のみ</li> <li>・封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、特定記録または簡易書留で郵送してください。特定記録または簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。</li> </ul>
提出先	〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階 福岡アジア美術館 運営課

## 7 その他

- ・提出された書類は、返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については、適切に管理し、当採用事務以外では使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日から1カ月間、郵送により開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内または屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

## 8 問い合わせ先

福岡市経済観光文化局アジア美術館運営課 担当：福海、池田  
 TEL：092-263-1100 FAX：092-263-1105